

<b>交渉情報</b>	<b>NO.47</b>	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2016年12月19日	添付資料:1枚

## 時給制契約社員に関する年末臨時手当の精算について

日本郵便信越支社総務・人事部長は、本日（12月19日）「時給制契約社員に関する年末臨時手当の精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、白根郵便局に所属する郵便部の時給制契約社員の年末臨時手当（12/9支給）について支給額に誤りが発生し、12月月例給与で差額支給するというものです。

### 1. 発生局及び精算額

ア 発生局

白根郵便局

イ 対象社員

郵便部 時給制契約社員 27名（内務9名、外務18名）

ウ 精算金額（追給額）

416,071円（最高額：22,652円、最低額：2,574円）

### 2. 原因

見込みで入力した11月実績により計算した臨時手当と、確定した実績により再計算された臨時手当との差額が自動的に計算されるものとして誤認識していたため、基本賃金額を入力せず業務支援システムからの送信を失念していた。

### 3. 精算

平成28年12月月例給与において精算。

該当社員に対しては、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明し了解を得る（12月13日終了）。

地本では、該当者への謝罪と今後の再発防止を求めるとともに社員への十分な説明を求めたところです。

類似の事案が発生していますが、地本は支社総務人事部へ指摘要請を行っていません。支社は地本からの要請を受け郵便事業系では4年振りに支社内2ヶ所において担当者（計画・総務）研修会を実施しました。

(10/24新潟中央局・10/26長野研修センターで実施)

また再発防止策については支社資料等により徹底を行い、今後の労担研修や給与手当講習会を人事異動期など適切な時期を見極めながら、ブロック別または県別の継続開催を予定するとしています。

今後支給認定に際しては内容に誤りがないか十分に確認するとともに、支給認定責任者においても再度徹底したチェック体制を求めました。

【労使対応】 単局窓口